

「特殊肥料」生産者のみなさんへ

「特殊肥料」を生産・販売する場合、生産・販売の届出が必要って知ってました？

- ・ 販売してなくても、無償で譲渡する場合も届出が必要です。
- ・ 自家用として、飼料畑や露地畑に施用する場合は届出の必要はありません。
- ・ 届出していないと動物の排せつ物も産業廃棄物として扱われます。
- ・ 「たい肥」「動物の排せつ物」は「肥料取締法」では「特殊肥料」として規定されています。

「特殊肥料」を生産・販売する場合、品質表示が必要って知ってました？

- ・ 「肥料取締法」の中で「特殊肥料の品質表示基準」として、「表示事項」を規定しています。
- ・ 「原料の種類」として、たい肥の原料等を記載します。例えば「牛ふん」「鶏ふん」というように記載します。
- ・ 「表示事項」の中に、主要な成分の含有量等があり、「たい肥」の成分含有量の分析が必要となります。
- ・ 主要な成分の含有量等の表示値については、各成分毎に一定の許容範囲が設けられています。

「特殊肥料の生産・販売の届出」はどこに提出するの？

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県農政水産部農業経営支援課 普及企画担当
TEL 0985-26-0068 FAX 0985-26-7325

相談、問い合わせについては、

県の畜産課、農業改良普及センター、農林振興局（西臼杵支庁）、JA、市町村の畜産技術員及び良質たい肥生産流通促進協議会に気軽に相談して下さい。

特殊肥料生産（輸入）の届出に必要な書類

1. 特殊肥料生産業者（輸入業者）届出書（様式第14号イ） : 2部
2. 肥料製造工程表（記入様式） : 1部
3. 登記簿抄本（法人の場合）又は住民票（個人の場合） : 1部
4. 地図（工場、事務所の所在地を示す略図） : 1部
5. 肥料見本：肥料現物1kg程度（依頼分析する場合は2kg程度）
6. その他：肥料によっては成分分析が必要な場合があります。

特殊肥料（普通肥料も同様）販売業務開始に必要な書類

1. 肥料販売業務開始届出書（様式第15号イ） : 2部
2. 登記簿抄本（法人の場合）又は住民票（個人の場合） : 1部
他の届出で提出される場合は不要
3. 販売を行う事業場の略図 : 1部
4. その他：手数料は不要です。

特殊肥料生産（輸入）業者届出事項に変更があった場合に必要な書類

1. 特殊肥料生産業者（輸入業者）届出事項変更届出書（様式第14号ロ） : 2部

特殊肥料（普通肥料も同様）販売開始届出事項に変更があった場合に必要な書類

1. 肥料販売業務開始届出事項変更届出書（様式第15号ロ） : 2部

特殊肥料生産（輸入）を廃止した場合に必要な書類

1. 特殊肥料生産（輸入）事業廃止届出書（様式第14号ハ） : 2部

特殊肥料（普通肥料も同様）販売業務を廃止した場合に必要な書類

1. 肥料販売業務廃止届出書（様式第15号ハ） : 2部